

板橋区養育費確保支援補助金交付要綱

令和3年8月27日区長決定

令和4年3月28日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、養育費に関する公正証書等作成その他養育費確保に係る手続きに要した経費として板橋区養育費確保支援補助金(以下「補助金」という。)をひとり親に支給することで養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 経済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等をいう。
- (2) 子 養育費の取決めの対象となる子をいう。
- (3) ひとり親 母子家庭の母及び父子家庭の父で現に子を扶養している者(離婚成立前の者を含む。)をいう。
- (4) 債務名義 強制執行によって実現されることが予定される請求権(養育費)の存在、範囲、債権者及び債務者を表示した公の文書のことで、強制執行認諾約款付公正証書、判決書、調停調書、審判書等をいう。
- (5) 裁判外紛争解決手続 弁護士法(昭和24年法律第205号)第31条の規定に基づき設立された弁護士会(以下「弁護士会」という。)及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第5条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた者(以下「認証ADR事業者」という。)が実施する裁判外での紛争解決に係る手続(以下「ADR」という。)
- (6) 養育費立替保証 ひとり親が受け取れなかった養育費を、保証会社が立て替えて支払う等の方法により、養育費の確保を行うものをいう。

(対象者)

第3条 対象者は、板橋区の区域内に住所を有し、次の各号で定める事項の全て(次条第1項第4号に係る補助金を申請する場合は第2号を除く。)を満たすひとり親とする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費(次条第1項第6号に係る補助金を申請する場合は初回保証料に係る経費)を負担した者

- (2) 養育費の取決めに係る債務名義に定めた債権者
- (3) 養育費の取決めの対象となる子を現に扶養している者
- (4) 過去に本事業による次条第1項各号に定める補助対象経費のうち同種の経費に係る補助金(他自治体による同様の趣旨の補助金を含む。)の交付を受けていない者

(補助対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、養育費の取決めに要する経費のうち、次の各号に定める経費とする。

- (1) 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料のうち公正証書の作成に要した経費
- (2) 家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得経費及び連絡用の郵便切手代
- (3) 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得経費及び連絡用の郵便切手代
- (4) ADRに係る申込料、依頼料に相当する費用及び1回目の調停に係る費用(書類等の代理作成費用、弁護士会及び認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。)
- (5) ADRに係る2回目以降の調停に係る費用(ADRにより調停が成立し、養育費の取り決めに係る公正証書を作成した場合に限る。)(書類等の代理作成費用、弁護士会及び認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。)
- (6) 養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料(保証会社と1年以上の当該養育費立替保証に係る契約を締結している場合に限る。)

2 補助金の額は、前項に定める経費の実負担額とし、次の各号に定める額を上限に予算の範囲内で交付する。

- (1) 前項第1号に定める経費 4万9千円
- (2) 前項第2号から同項第3号に定める経費 全額
- (3) 前項第4号に定める経費 2万円
- (4) 前項第5号に定める経費 3万円
- (5) 前項第6号に定める経費 5万円

(事前相談の実施)

第5条 区長は、本事業の実施に際して、補助金の申請を希望する者からの事前相談に応じるものとする。

2 区長は、前項の事前相談において、養育費に係る相談に応じるとともに、対象要件等について聴取を行い、この要綱に定める補助金の交付対象者であるかを確認するものとする。

(申請)

第6条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、債務名義を作成した日(第4条第1項第4号に係る補助金を申請する場合にあっては第1回調停日、同項第6号に係る補助金を申請する場合にあっては養育費立替保証に係る契約の締結日)から6か月以内に「板橋区養育費確保支援補助金交付申請書(別記第1号様式)」(以下「申請書」という。)に次の各号の必要書類を添付して、区長宛てに申請するものとする。ただし、公簿等で確認ができる場合は、書類を省略できるものとする。

- (1) 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 交付対象となる経費の領収書等(申請者が負担した経費に限る。)
- (4) 養育費の取決めを交わした債務名義(第4条第1項第4号に係る補助金を申請する場合を除く。)
- (5) 保証会社と締結した養育費立替保証の契約書(第4条第1項第6号に係る補助金を申請する場合に限る。)
- (6) その他区長が必要と認める書類

(決定・交付)

第7条 区長は、前条の規定による申請を受理したときは、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び交付額を決定する。

- 2 区長は、交付の可否を決定したときは、申請者に対し「板橋区養育費確保支援補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)」により通知する。
- 3 前項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定額を「板橋区養育費確保支援補助金交付請求書(別記第3号様式)」により区長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、「板橋区養育費確保支援補助金交付決定取消通知書(別記第4号様式)」により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既にその取り消しに係る部分の補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

(補則)

第11条 この補助金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるところによる。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年8月1日以後に要した債務名義の作成に係る経費について適用する。

付 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第4号及び第5号並びに第2項第3号及び第4号の規定は、令和4年4月1日以後に負担したADRに係る経費について適用する。

付 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第6号及び第2項第5号の規定は、令和6年4月1日以後に契約を締結した養育費立替保証に係る経費について適用する。

付 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

板橋区養育費確保支援補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

申請者・同意者氏名

板橋区養育費確保支援補助金の交付を受けたいので、下記により申請します。
なお、この申請に係る補助金の交付のために児童扶養手当に関する業務で保有している私の世帯情報
を利用することに同意します。

記

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)	
住 所	(〒 -)	電話		
補助希望額(合計)	円			
補助希望額 (内訳)	該当する項目に○をつけること 1. 公正証書作成費用 円 (家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要するもの) 2. 収入印紙代 円 3. 戸籍謄本等添付書類取得費用 円 4. 連絡用の郵便切手代 円 (裁判外紛争解決手続(ADR)利用に要するもの) 5. 第1回までの調停に係る費用(申込料・依頼料含) 円 6. 第2回以降の調停に係る費用(調停が成立し公正証書を作成した場合) 円 (養育費立替保証の契約に要するもの) 7. 契約締結時の初回保証料 円			
過去の受給の有無等	該当する場合に✓をつけること(該当しない場合は当補助金の対象外です。) <input type="checkbox"/> 私は過去に養育費確保支援補助金の補助対象経費のうち同種の経費に係る補助金(他自治体の同様の補助金を含む。)を受けたことはありません。			
備 考				

*支給申請には、裏面に記載されている添付書類が必要です。

申請者と同一の世帯に属する者の氏名について				
1	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	(〒 -)	続柄	
2	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	(〒 -)	続柄	
3	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	(〒 -)	続柄	
4	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	(〒 -)	続柄	

(添付書類)

- (1) 当該対象者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 交付対象となる経費の領収書等(申請者が負担した経費に限る。)
- (4) 養育費の取決めを交わした債務名義(裁判外紛争解決手続(ADR)利用に要する費用のうち第1回までの調停に係る費用の申請時は不要)
- (5) (養育費立替保証の契約に要する初回保証料の申請時)保証会社と締結した養育費立替保証の契約書
- (6) その他区長が必要と認めるもの

※添付書類のうち公簿等によって確認することができる場合は省略できる。

別記第2号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区養育費確保支援補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区養育費確保支援補助金について、下記のとおり交付(不交付)を決定したので、通知します。

記

1. 交付決定金額 円

(不交付の場合の理由)

別記第3号様式(第7条関係)

板橋区養育費確保支援補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

住 所

氏 名

板橋区養育費確保支援補助金交付要綱第7条第3項に基づき、交付決定を受けた養育費確保支援補助金について下記のとおり請求します。

金 円

上記に係る板橋区からの支払金について、下記の振込先の口座に振り込むことを依頼します。

振 込 先	金融機関情報					店舗情報				
	銀行 信用金庫 信用組合					支店 出張所				
	金融機関コード(4桁)					支店コード(3桁)				
	預金種別					口座番号				
	1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他									
	名義人	カナ								
漢字										

(注意)

振込先金融機関については、区の指定金融機関で申請者本人名義の口座に限ります。区の指定金融機関が分からない場合、お住まいの地域に指定金融機関がない場合、指定金融機関に口座がない場合等は、申請窓口へ申し出てください。

別記第4号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区養育費確保支援補助金交付決定取消通知書

板橋区養育費確保支援補助金交付決定通知書(第 号 年 月 日決定)について、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、通知します。

記

取消金額:

取消理由: